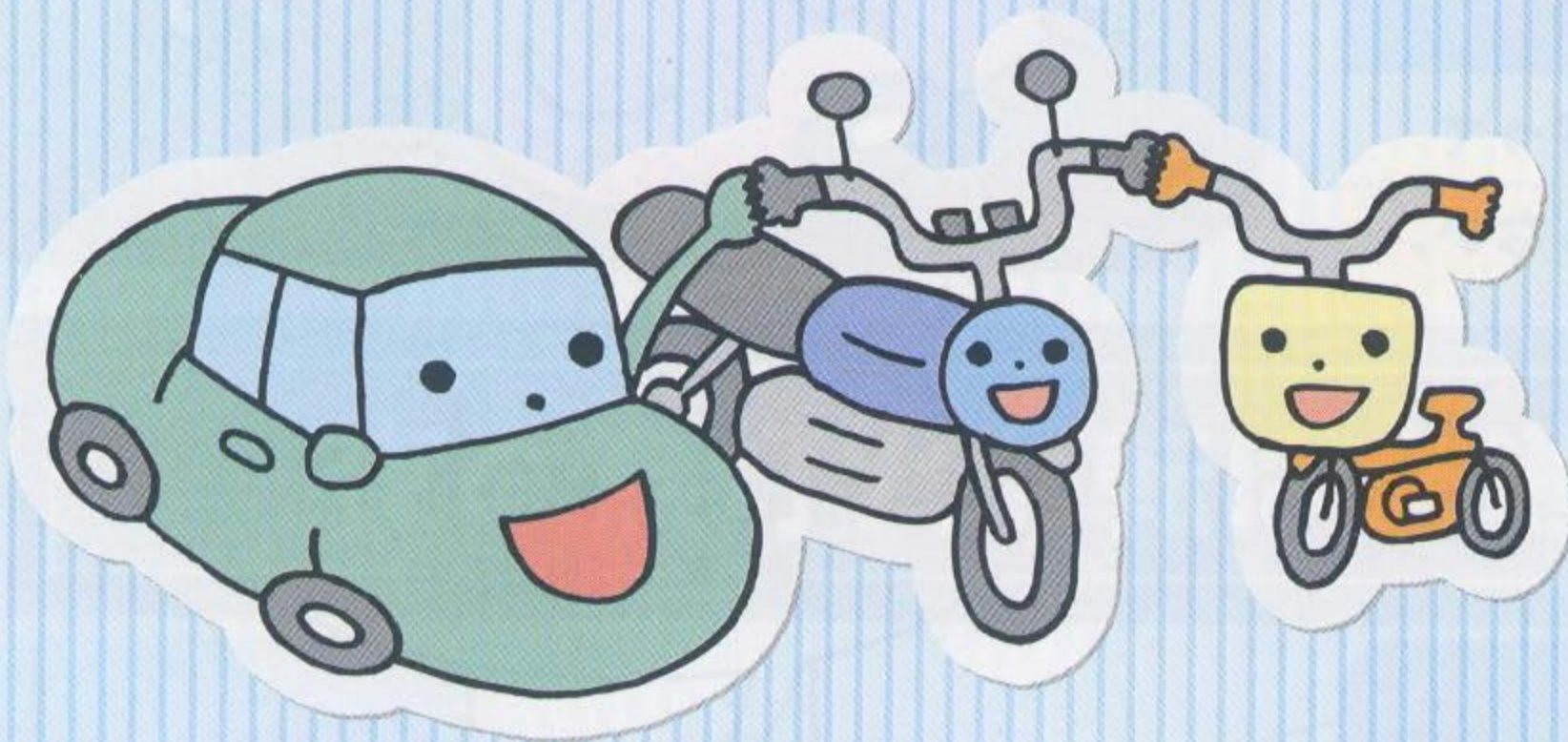


# 自 転 車 の 交 通 安 全

## ル ー ル フ ッ ク

じてんしゃ  
自 転 車 は 「 軽 車 両 」  
くるま  
車 の 仲 間 だ よ !  
けいしゃりょう



【自転車は車両（軽車両）】  
道路交通法第2条第1項第8号及び第11号

自転車は道路交通法上、「軽車両」といい、自動車やバイクと同じ「車両」と規定されています。

### 自転車安全利用 **5** 則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

